○経済産業省告示第七十五号

輸入貿易管理令（昭和二十四年政令第四百十四号）第三条第一項の規定に基づき、昭和四十一年通商産業省告示第百七十号（輸入割当てを受けるべき貨物の品目、輸入の承認を受けるべき貨物の原産地又は船積地域その他貨物の輸入について必要な事項の公表）の一部を次の表のように改正し、公布の日から施行する。

令和八年六月二十六日

経済産業大臣　赤澤　亮正

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
三　その他貨物の輸入に関する事項は、次のとおりとし、令第四条第一項第三号の規定による輸入の承認を受けるべき場合は、６から８までの貨物を輸入するときとし、同号の規定による輸入の承認を要しないものとする同条第二項の規定により行	三　その他貨物の輸入に関する事項は、次のとおりとし、令第四条第一項第三号の規定による輸入の承認を受けるべき場合は、６から８までの貨物を輸入するときとし、同号の規定による輸入の承認を要しないものとする同条第二項の規定により行

うべき手続は、６の貨物を輸入する場合において
の６の⑴から⑸までの区分に応じそれぞれに定め
る大臣の確認、７の貨物を輸入する場合において
の経済産業大臣の確認又は８の貨物を輸入する場
合においての８の⑴から⑽までの区分に応じそれ
ぞれに定める書類の税関への提出とする。

１～６　（略）

７　⑴　（略）

⑵　次の表の一の項の第二欄に掲げる国を原産地とする動物、同表の二の項の第二欄に掲げる国を船積地域とする動物又は同表の三の項の第二欄に掲げる国を原産地及び船積地域とする動物若しくは植物であって、当該第二欄

うべき手続は、６の貨物を輸入する場合において
の６の⑴から⑸までの区分に応じそれぞれに定め
る大臣の確認、７の貨物を輸入する場合において
の経済産業大臣の確認又は８の貨物を輸入する場
合においての８の⑴から⑽までの区分に応じそれ
ぞれに定める書類の税関への提出とする。

１～６　（略）

７　⑴　（略）

⑵　次の表の一の項の第二欄に掲げる国を原産地とする動物、同表の二の項の第二欄に掲げる国を船積地域とする動物又は同表の三の項の第二欄に掲げる国を原産地及び船積地域とする動物若しくは植物であって、当該第二欄

に掲げる国の項の第三欄に掲げる種に属するもの（クロトガリザメ、ヨシキリザメ、アカシュモクザメ、ヒラシュモクザメ、シロシュモクザメ、オナガザメ属全種、ウバザメ、ホホジロザメ、アオザメ、バケアオザメ、ニシネズミザメ、タツノオトシゴ属全種及びホロトゥリア・フスコギルヴァを除く。）並びにこれらの個体の一部及び派生物（ワシントン条約附属書Ⅱに掲げる種に属する植物の個体の一部及び派生物にあっては附属書Ⅱにより特定されるものに、同条約附属書Ⅲに掲げる種に属する動物又は植物の個体の一部及び派生物にあっては附属書Ⅲにより特定されるも

に掲げる国の項の第三欄に掲げる種に属するもの（クロトガリザメ、ヨシキリザメ、アカシュモクザメ、ヒラシュモクザメ、シロシュモクザメ、オナガザメ属全種、ウバザメ、ホホジロザメ、アオザメ、バケアオザメ、ニシネズミザメ、タツノオトシゴ属全種及びホロトゥリア・フスコギルヴァを除く。）並びにこれらの個体の一部及び派生物（ワシントン条約附属書Ⅱに掲げる種に属する植物の個体の一部及び派生物にあっては附属書Ⅱにより特定されるものに、同条約附属書Ⅲに掲げる種に属する動物又は植物の個体の一部及び派生物にあっては附属書Ⅲにより特定されるも

のに限る。）のうち、当該第二欄に掲げる国の項の第四欄に掲げるもの（二の表の第２に基づき二号承認を受けるべきもの並びに(3)及び(4)に基づき経済産業大臣の確認を受けるべきものを除く。）を輸入しようとする者は、別に定めるところにより、経済産業大臣の確認を受けなければならない。

	国	種	貨物
一	（略）	（略）	（略）
	全地域	ワシントン条約附属書Ⅱに掲げる種であって、次のいずれか	（略）

のに限る。）のうち、当該第二欄に掲げる国の項の第四欄に掲げるもの（二の表の第２に基づき二号承認を受けるべきもの並びに(3)及び(4)に基づき経済産業大臣の確認を受けるべきものを除く。）を輸入しようとする者は、別に定めるところにより、経済産業大臣の確認を受けなければならない。

	国	種	貨物
一	（略）	（略）	（略）
	全地域	ワシントン条約附属書Ⅱに掲げる種（船積地域に係る国若し	（略）

		に該当するもの イ　船積地域に係る国若しくは地域の管理当局又はこれに準ずる当局（以下「管理当局等」という。）がワシントン条約に基づき発給する輸出許可書又は再輸出証明書の出所

		くは地域の管理当局又はこれに準ずる当局（以下「管理当局等」という。）がワシントン条約に基づき発給する輸出許可書又は再輸出証明書の出所の区分が不明又は条約適用前取得であるサイガに限る。）

の区分が「不明」又は「条約適用前取得」であるサイガ

ロ　管理当局等がワシントン条約に基づき発給する輸出許可書又は再輸出証明書の出所の区分が「成体に育つまで生き残る確率

	二	三
	（略）	（削る）
が極めて低いと考えられる野生から、卵又は幼体が採取され、管理された環境下で育成」であるヨーロッパウナギ	（略）	（削る）
	（略）	（削る）

	二	三
	（略）	アルゼンチン
	（略）	ワシントン条約附属書Ⅱに掲げる種（ジャガランディ、コロ
	（略）	動物並びにその個体

8 (略)

(3)～(10) (略)

(略)	
(略)	
(略)	

8 (略)

(3)～(10) (略)

(略)	
(略)	コロ、コドコド、ピューマ、クチビロカイマン、パラグアイカイマン、カニクイイヌ、パタゴニアスカンク、クビワペッカリー及びクチジロペッカリーに限る。)
(略)	の一部及び派生物